平成２７年（フ）第２６１号
静岡県浜松市北区細江町中川882番地の３
債務者　井嶋　智香
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
栃木県宇都宮市下岡本町4543番地３　ロイヤルハイツⅡＡ棟201号、前住所栃木県宇都宮市御幸本町4736番地43
債務者　戸山碩こと　宋　　碩基
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３４号
栃木県那須烏山市福岡403番地
債務者　青山裕美子（旧姓雫）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０１号
静岡市葵区安倍口団地３番26―35号、旧住所静岡市葵区千代１丁目５番38号
債務者　市川　和代
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０１８号
東京都葛飾区東新小岩４丁目６―19
債務者　篠原　康弘
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０１９号
東京都板橋区常盤台４丁目18―８　グレースM201
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５８号
東京都杉並区和泉４丁目44―１　方南町ガーデンコート１号棟405
債務者　熊倉　秀信
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５９号
東京都杉並区和泉４丁目44―１　方南町ガーデンコート１号棟405
債務者　熊倉　泰子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６７号
東京都北区上十条５丁目25―６―103
債務者　清水　守人
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０６８号
東京都大田区池上５丁目24―４―203
債務者　森　　初夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１１９号
東京都葛飾区東立石２丁目15―11　第一若葉荘103
債務者　山村　文人
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２１号
横浜市神奈川区菅田町2660番地の３　富士荘
債務者　多賀　賢治
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２４号
神奈川県藤沢市城南１丁目20番７号　レオパレスフレッシュⅡ103
債務者　坂井　真澄
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３５号
横浜市金沢区六浦東１丁目34番１―Ａ519号
債務者　尾西　博幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０２号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館401、旧住所静岡市駿河区中島3031番地の１　イムーブル信102号
債務者　柚木　賀智
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部